

○ 施工体制の点検要領

平成13年 9月25日 助役決裁
一部改正
平成24年10月29日 契約管理担当局長決裁
平成27年 3月18日 契約管理担当局長決裁
平成28年 5月27日 財政局長決裁

1 目的

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

本要領は、札幌市が発注した請負工事の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資するものとする。

2 適用対象

(1) 監理技術者等の専任に関する点検の対象工事

建設業法第26条第3項に該当する工事（請負金額が3,500万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、7,000万円以上のもの。）について行うこととする。

(2) 施工体制台帳等に関する点検の対象工事

本要領に基づく点検は、札幌市工事施行規程第2条に規定する工事（設計金額250万円を超える工事）のうち、下請契約を締結して施工する工事について行うものとする。

なお、公共工事の受注者である建設業者は、下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを提出しなければならない（公共工事の入札及び契約の適性化の促進に関する法律第15条）。設計金額が250万円以下の工事であっても、必要に応じて本要領を参考とすること。

3 点検の基本

(1) 点検事項

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）」（平成12年11月27日公布）及び同法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成26年9月30日閣議決定）において、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において把握することとされている事項について点検すること。

(2) 建設業許可部局への通知

点検等により、次のいずれかに該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事（以下、「建設業許可部局」という。）に対し、その事実を通知すること。

ア 建設業法第28条第1項第3号、第4号又は第6～8号までのいずれかに該当すること。

イ 適正化法第15条第1項若しくは第2項、同条第3項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の7第4項、同条第1項若しくは第2項又は同法第26条若しくは第26条の2の規定に違反したこと。

(3) 工事成績への反映

入札・契約手続における監理技術者の専任制の確認及び現場における施工体制の把握を通じて、受注者である建設業者に不適切な点があった場合は、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映すること。

4 入札・契約手続における監理技術者の専任制の確認等

(1) 入札前における確認

ア 一般競争入札及び公募型指名競争入札の申請者を対象に、配置予定監理技術者の所属及び資格並びに他の工事の従事状況（以下「所属等」という。）について、次の各号の確認を行うこと。

(ア) 配置予定監理技術者の所属及び資格の確認

申請時に提出させる次の書類及び発注者支援データベース・システムにより確認すること。

a 健康保険証（写）又は源泉徴収票（写）等雇用関係を確認できる書類

b 監理技術者資格者証（写）

(イ) 配置予定監理技術者の他の工事の従事状況

発注者支援データベース・システムにより確認すること。

イ 前項の確認の結果、所属等申請の内容に問題がある場合は、当該申請者に事情を確認し、事実であれば、入札参加資格を認めないこと。

なお、当該工事の配置予定監理技術者の変更は、本市がやむを得ない事情があると判断した場合以外は認めないこと。

(2) 契約後における確認

ア 請負金額3,500万円以上（建築一式は7,000万円以上）の工事のうち、専任の監理技術者を配置する工事については、当該工事の着手届提出後及び工事実績情報システム（コリンズ）への登録後、次の各号の確認を行うこと。

(ア) 監理技術者の所属及び資格の確認

工事着手届に添付させる次の書類及び発注者支援データベース・システムにより確認すること。

a 健康保険証（写）又は源泉徴収票（写）等雇用関係を確認できる書類

b 監理技術者資格者証（写）

(イ) 監理技術者の他の工事の従事状況

発注者支援データベース・システムにより確認すること。

イ 前項の確認の結果、所属等契約の内容に問題がある場合は、当該契約者に事情を確認し、事実であれば、次の各号のいずれかの処理をすること。

なお、当該工事の監理技術者の変更は、本市がやむを得ない事情があると判断した場合以外は認めないこと。

(ア) 契約を解除すること

(イ) 当該問題点を是正させたうえで、指名停止及び工事成績の減点等を行うこと。

5 現場における施工体制の把握

(1) 監理技術者資格者証の点検

工事着手前等に監理技術者資格者証の提示を求め、その者が、札幌市建設設工事請負契約約款第10条に基づきあらかじめ通知を受けた監理技術者と同一人であり、元請負会社に所属する者であることを確認すること。

このとき、不適切な点があった場合には、札幌市建設設工事請負契約約款第46条に基づく契約の解除も選択に含めて必要な措置を講じること。

(2) 配置予定技術者と契約後の通知に基づく監理技術者の同一性の点検

札幌市建設設工事請負契約約款第10条に基づく通知による監理技術者が、申請書等に記載された配置予定技術者と同一人であり、元請会社に所属する者であること。

このとき、不適切な点があった場合には、配置予定技術者と同一人を監理技術者とすることを求める等必要な措置を講じること。

(3) 現場の常駐状況の点検

現場での監理技術者の常駐状況について、適切な頻度で点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

(4) 施工体制台帳の点検

提出された施工体制台帳及びそれに添付が義務づけられている下請契約書及び再下請負通知書等を工事期間中に点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

(5) 施工体系図の点検

施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

(6) 施工体制の把握

施工体制が一括下請負に該当していないか、施工体制台帳及び施工体系図が実際の体制と異なるものでないかを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

(7) 施工中の建設業許可を示す標識等の点検

以下の項目について点検すること。

ア 建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に提示されていること。

イ 建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていること。

ウ 労災保険関係の掲示項目が掲示されていること及びコリンズへの登録がされていること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

6 点検要領の運用

(1) 施工体制の項目別の点検内容、実施時期及び対応は、別紙－1「施工体制の把握に関する点検内容と対応方法」及び「一括下請負に関する点検要領」（平成13年9月25日助役決裁）によること。

(2) 施工体制の把握結果の整理は、別紙－2「工事現場における施工体制の把握表」を参考とすること。

- (3) 工事主任は施工体制の把握結果を、検査時に検査員に報告すること。
- (4) 点検は工事主任が行うことを原則とし、点検の結果については係長（工事主任の上司）、課長（工事担当）等の確認を受けること。
- (5) 二次下請負以下の契約書についても契約金額を記入することとなっているので、注意すること。

7 点検結果の取り扱い

- (1) 工事担当課による点検の結果、疑義・問題がある場合は、
 - ア 点検頻度を増やし、継続調査とする。
 - イ 3次下請負まで点検範囲を拡大し、必要に応じて管財部との中間調査を行う重点調査対象とする。
 - ウ 建設業許可部局等への通知・連絡とする。以上の3つを基本において、工事担当部が措置すべき事項を判断する。
- (2) 7-（1）の判断に対して、財）管財部が窓口となり関係部局との調整を行う。
- (3) 建設業許可部局等への通知・連絡は財）管財部が行い、建設業許可部局等の判断に基づき、建設契約解除や指名停止の手続は財）管財部、それ以外は工事等担当部が行うこととする。

8 施工体制の把握における留意点

- (1) 監理技術者の常駐の把握において、夜間工事、維持工事など監理技術者の常駐が困難な場合にあっては、その専任状況、連絡体制を把握する。
- (2) 掲示する施工体系図は、「施工体制台帳の作成等について」（最終改正：平成26年12月25日付け国土建198～202号）に基づき作成したものを原則とする。
- (3) 提出する施工体制台帳及び施工体系図は、「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領」（平成27年3月18日 契約管理担当局長決裁）により作成したものとす。この場合にあっては、建設工事に関する請負契約及び警備に関する請負契約（一次下請負となる場合のみ）に関して必要事項を記載するよう求める。
- (4) 請負契約が単価契約である場合はその旨を記載するよう求める。
- (5) 施工体系図の担当工事内容は、できるだけ数量（総括）表に明示した工種区分との対応がわかるよう記載することを求める（ただし、詳細になりすぎないように留意する。）。)
- (6) 施工体制台帳等と実際の施工体制に差異を発見した場合は、是正を求めるとともに、以下の要件に該当する場合は、建設業許可部局等に通知・連絡する。なお、再下請負契約において疑義が生じた場合は、元請負人に対する是正を求める前に建設業許可部局に連絡すること。
 - ア 監理技術者、施工計画書に記載された技術者及び主任技術者に係る届出に虚偽があった場合。
 - イ 一次下請負人の記載漏れがあった場合。
 - ウ 二次下請より下位の下請負人にある場合は、契約期間が1ヶ月以上かつ契約金額が500万円以上の下請負人の記載漏れがあった場合。
 - エ 上記イウについては、記載すべき事項が生じてから概ね1ヶ月を経過した後に適用する。
- (7) 施工体系図等の工事現場での掲示に関して、維持工事など工事場所が移動する工事にあつては、監理技術者又は現場代理人が常駐する事務所等に掲示していれば良いことに留意する

こと。

(8) 共同企業体における配置技術者は、すべての構成員が監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者を配置しなければならないことに留意すること。

(参考：「札幌市工事等共同企業体取扱要綱」平成14年9月27日 財政局理事決裁)

(9) 契約書類のうち請負金額等については、一般的には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条の不開示情報（同条第2号イの「競争上の地位を害するおそれのある情報」）として取り扱われるものであるが、入札監視委員会等の第三者機関において施工体制台帳を提示するなど透明性の確保に努めること。

(10) 施工体制台帳の活用による点検等を通じ、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請負人に対して適切な指導を行うこと（参考：「施工体制台帳等活用マニュアル」（平成26年12月25日付け改正国土建207号））。また、施工体制台帳の活用に当たっては、着工時点で必ずしも全ての下請契約が締結されているものではないこと等、効率的施工のための現場実態等にも十分配慮し、元請負人に過度の負担にならないように努めること。

9 その他

(1) 工事現場における適正な施工体制の確保は、各発注者間で統一的な取組みを行うことによって効果が発揮できることから、札幌市において、工事現場の立入点検の実施や各発注者が保有する情報を相互に交換するなど、発注者相互の連絡、協調体制の一層の強化に努める。

(2) 発注者支援データベースシステムによる現場専任制の確認の信頼性向上を図り、発注者の内容確認と受注者の早期登録を確実なものとするため、コリンズへの登録の受領書を早期に提出させること。

(3) 施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等に、適切かつ有効に活用すること。

附 則

この要領は、平成13年10月1日以降入札の工事に適用する。

この要領は、平成24年11月1日以降に契約する工事に適用する。

この要領は、平成27年4月1日以降に契約する工事に適用する。

この要領は、平成28年6月1日から適用する。

施工体制の把握に関する点検内容と対応方法

目的	背景	点検項目	点検内容	実施時期	対応方法
I 監理技術者の専任制の徹底	元請負人が適切に業務を行い、工事の品質を適切に確保するために義務づけられている監理技術者の専任を把握。	①監理技術者資格者証の把握	監理技術者本人から携帯している監理技術者証を提示させる。 監理技術者資格者証の会社名、工種区分、期限、裏書きによる変更などについて把握。	工事着手前 工事着手前	<ステップ1> 疑義がある場合は、監理技術者、元請会社に説明を求めるとともに、監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写し）の提出を求める。
		②同一性の把握	配置予定技術者※1、通知による監理技術者※2、施工体制台帳に記載された監理技術者資格者証に記載された技術者名が同一であることを把握。 監理技術者資格者証の写真により本人であることを把握。	工事着手前 工事着手前	<ステップ2> さらに必要な場合は、監理技術者証発行部局に問い合わせる。 <ステップ3> 契約担当官・業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
		③常駐の把握	監理技術者の常駐を把握。	工事施工中 1(回/月)程度	<ステップ1> 疑義がある場合は現場での把握頻度を増やす。また、必要に応じて本人に不在の理由を聞く。
			打合わせ時等に監理技術者が施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し主体的に関わっているかを把握。 (把握結果は、別紙—2「一括下請負に関する点検要領」の別紙—2の2に反映する)	工事施工中 打合わせ時	<ステップ2> 契約担当官・業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
II 適切な施工体制の確保	不良・不適格者を的確に発見・排除し、工事の品質確保、建設業の健全な発展を図るために、現場の施工体制を把握。	④施工体制台帳	施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一ものが提出されていることを把握。 施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書が添付されていることを把握。 下請負金額が記入されていることを把握。	工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 当初及び変更時	<ステップ1> 施工体制台帳等の不備を発見した場合は改善措置を求める。また、必要な場合は、現場での頻度を増やす。技術者本人において疑義がある場合は、技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写し）の提出を求める。 <ステップ2> 契約担当官・業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
		⑤施工体系図	施工体系図が当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを把握。	工事施工中 当初及び変更時	<ステップ1> 別紙—2の2「工事現場における施工体制の把握表(一括下請負)」及び別紙—2の3「工事現場における施工体制の把握表(実質関与)」にある点検項目について把握する。 <ステップ2> 一括下請負の疑義がある工事については、建設業許可部局に通知し、建設業許可部局として一括下請負の禁止に関する調査を実施。
			施工体系図に記載のない業者が作業していないことを把握。(例えば、安全訓練等の出席者名簿、日々の作業指示書などで確認)	工事施工中 1(回/月)程度	
			施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人であることを把握。	工事施工中 当初及び変更時	
		⑥施工体制の把握	元請人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められることなどを把握。(別紙—2「一括下請負に関する点検要領」により点検)	工事中1回以上 (工事初期等)	
		III その他	その他、元請の適正な施工体制の把握のために必要な事項について把握。	⑦工事カルテの登録	受注時工事カルテは適正に、かつ期限内に登録されているかを把握。
⑧建設業許可を示す標識	建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に設置してあること、監理技術者が正しく記載されていることを把握。			工事施工中 1回	<ステップ1> 不適切な把握は是正を求める。 <ステップ2>
⑨建退協制度に関する掲示	建設業退職金共済制度に関する標識が現場に掲示されていることを把握。			工事施工中 1回	契約担当官・業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
⑩労災保険に関する掲示	労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されていることを把握。			工事施工中 1回	

※1：競争参加資格確認申請書又は技術資料に記載された配置予定の監理技術者

※2：工事請負契約書第10条に基づき通知された監理技術

工事現場における施工体制の把握表

○ 工事概要

工 事 名									
工 期	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
請 負 金 額	元 請		千円	一次下請総額				千円	
請負会社名									
監理技術者									
主任監督員									

○ 工事着手前の把握

実施日：平成 年 月 日

把 握 項 目	把 握 内 容	把 握 欄
① 理技術者資格者証の把握		
② 同一性の把握		
⑦ 工事カルテの登録の把握		
所 見		

○ 工事施工中〔1回〕の把握

実施日：平成 年 月 日

把 握 項 目	把 握 内 容	把 握 欄
⑧ 建設業許可を示す標識		
⑨ 建退協制度に関する掲示		
⑩ 労災保険に関する掲示		
所 見		

○ 工事実施中〔当初及び変更時〕の把握

④ 施工体制台帳

当初・変更時	把握日	把握欄	所 見
当 初			
() 変更時			
() 変更時			
() 変更時			
() 変更時			

○ 工事施工中の把握

③常駐の把握 [1 (回/月)程度]

⑤施工体系図 [1 (回/月)程度]

⑥施工体制の把握 [工事中1回以上(工事初期等)]

把握日	把握欄			所見
	③	⑤	⑥	

1. 把握表の記載は工事主任が行う。
2. 把握欄には、専任状況等について把握した結果を○又は×で記入する。
3. 各所見欄は、疑義又は不適切の内容について記載する。
4. 施工体制台帳及び施工体系図の把握の変更時とは、体制の変更時であり、設計変更時ではない。
5. 本様式は、点検に適した形式に変更してよい。